

令和7年氷川町農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時：令和7年12月10日（水） 午後1時30分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：14名

1番 濱田 正澄	2番 松本 莊一	3番 小田 敏勝
4番 前田 英一	5番 木野 武盛	6番 滝本 博文
7番 中田 珠樹	8番 橋本 淳一	9番 井副 陽子
10番 本山 満	11番 橋本 竜一	12番 宮本 和明
13番 伊藤 秀子	14番 永田 裕二	

4. 出席農地利用最適化推進委員：11名

1番 片山 一哉	2番 本田 信義	3番 宮本 一夫
4番 田中 幸喜	5番 中川 正人	6番 欠
7番 前田 洋志	8番 有田 達也	9番 立川 清一郎
10番 鉄島 敬一	11番 松田 継司	12番 欠
13番 本田 進		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約について

日程5. 議案審議

議案第46号 農地法第5条の事業計画変更承認申請について

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第48号 農地法第5条（一時転用）の規定による許可申請について

議案第49号 農地法第4条（一時転用）の規定による許可申請について「

議案第50号 農用地利用集積等促進計画書（所有権移転）について

議案第51号 農用地利用集積等促進計画書（利用権設定）について

日程6. その他

日程7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 河野 秀和

係長 田中 宏幸

主事 上田 菜月

7. 会議の概要

河野局長補佐 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和7年氷川町農業委員会第12回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は永田会長にお願いしたいと思います。

はじめに永田会長よりご挨拶をお願いします。

永田会長 <挨拶>

永田議長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、8番、橋本委員、9番、井副委員を指名いたします。

つぎに報告事項についてです。

報告(1)について事務局より説明願います。

福田職員 報告(1)についてご説明します。資料は1ページをご覧ください。これは有料の貸借の合意解約です。貸人、借人、農地所在地については資料をご確認ください。

以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(質問なし)

永田議長 何もありませんので、報告事項についてはこれで終わります。

次に議案審議についてです。

議案第46号、農地法第5条の事業計画変更承認申請について上程します。案件は1件です。

事務局より説明願います。

田中係長 議案第46号、についてご説明します。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名、申請物件等は、お手元の資料にてご確認ください。

申請地は〇〇地区、八代北部地域医療センターの東側にある土地です。

当初の事業計画について説明します。事業計画については、当初計画が令和6年12月総会にて上程され、可決された案件です。

当初計画では、建設会社が事務所及び倉庫として計画されました。現在は工事完了し、計画どおり事業を行っている状況です。

次に、事業計画変更について説明します。

申請人は、現在〇〇市にお住いで、子供2人と一緒に3人で生活しています。現在居住している地区では、離婚等に伴い人間関係が複雑になり、新たな居住地を探していたところ、親が代表を務める建設会社が所有している土地があることを知り、小学校や中学校にも近いため子供の通学環境も良い等の点を考慮し選定されました。

申請地は、農用地区域外で、農地の区分は申請地の500m以内に教育施設、病院が2つ以上あり、隣接道路には上下水道管が埋設されている第3種農地に区分され、許可可能な案件です。

本案件は、転用許可を受けた案件の事業計画の変更を申請されています。変更申請には、①許可目的の達成が困難な場合、②許可目的の達成が可能な場合、の2種類があり本案件は、②の許可目的の達成が可能な場合となります。

変更を承認する場合は、要件を満たす必要があります。今回の案件は要件を全て満たしますので許可できる案件と思われま

す。
以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、報告を小田委員よりお願いします。

小田委員

12月3日午後1時30分より、申請者代理人立会いのもと現地を確認いたしました。

本申請は、事業計画の変更申請です。変更後の事業計画、排水計画などを確認しましたが、許可要件を満たしていると思われるので、審議方、お願いします。

以上で報告を終わります。

永田議長

ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

伊藤委員

よろしいですか。

永田議長

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員

当初計画では、事務所を氷川町に移すということでの申請だったと思いますが、どうでしょうか。

田中係長

おっしゃるとおりです。そして現在、事務所および倉庫で使用されています。

伊藤委員

事務所は建っているのですか。

田中係長 はい、建っています。

伊藤委員 そこを住宅にするのですか。

田中係長 倉庫や事務所はそのまま、駐車場として使用している一部を住宅にされます。

永田議長 他にはありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第 46 号、番号 1 について採決します。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。

つぎに、議案第 47 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についておよび議案第 48 号、農地法第 5 条（一時転用）の規定による許可申請については、内容が関連しますので一括して事務局より説明願います。

田中係長 議案第 47 号・48 号について説明します。3 ページをご覧ください。申請人の住所氏名、申請物件等は、お手元の資料にてご確認ください。

申請事由は営農型太陽光発電施設の許可更新です。

本件は平成 30 年 12 月に初回の許可が出され、昨年 1 年更新で許可し、令和 7 年 4 月に作物変更のための変更承認許可された案件になります。

当申請地は、太陽光パネルを乗せるための鉄骨の支柱などを、農地に建設し、下部の農地にキクラゲを作付けされています。

最初に議案第 47 号の説明をします。

議案第 47 号は区分地上権の設定です。区分地上権の設定とは、支柱を立てて上部にパネルを設置する営農型太陽光発電で、パネルが占める農地の部分を借人が使用する権利を設定することとなっています。権利の期間は一時転用の期間と同じ期間となります。

次に議案第 48 号について説明します。

キクラゲについての地域の平均的な単収は、知見を有する者の見込によると 10 a 当たり 100 k g となっています。営農型太陽光の場合、作物は地域の平均的な単収より 8 割以上の単収が目安とされていますが、4 月の作物変更からの直近の出荷報告によると、10 a 当たり約 200 k g で単収 8 割の要件を満たしております。

下部の農地での営農は、知見を有する者の指導のもと、4月に作物変更、6月に播種、7月～9月に収穫、10月に乾燥、11月に出荷が行われ、収穫計画及び品質にも問題等は生じてなく、翌年度以降も安定した農業実績が期待できると、知見を有する者から所見をいただいています。

農地区分については農振農用地区域内農地ですが、営農型太陽光発電施設については一時転用が認められており許可は可能となります。

申請者は、3年間の許可期間を求めておられます。許可期間も含めご審議をよろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、報告を有田推進委員より申し上げます。

有田推進委員 12月3日午後2時10分より申請者立会のもと現地を確認しました。当該土地は農用地区域内で〇〇地区内の西側に位置しております。今期の出荷は報告によると単収8割の要件を満たしており、知見を有するものの指導により収穫計画および品質にも問題ありません。立会時には周辺の農地に影響がないよう、草刈り等の管理を行うよう助言しました。

事業計画を確認したところ問題はないようですので、許可期間も含め審議方、よろしくごお願いいたします。

永田議長 ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありますか。

松本委員 はい。今回の夏の水害はどの程度あったのでしょうか。

田中係長 このあたりも田んぼに水が入ってきて、キクラゲの鉢が動いていたという話は申請者より聞いています。

ただ収穫自体は、8月は終わりごろだったということもあり大きな影響はなかったようです。

伊藤委員 キクラゲのほかに草のようなものもあったと思いますが、それはどうなっていますか。

田中係長 エビスグサですね。エビスグサは、種まきされて作物の防除、土壌改良のためにすきこみをされています。

永田議長 他にはありませんか。

橋本竜一委員 これは許可期間3年ですか。

伊藤委員 前回3年だったのを、作物を入れ替えるために1年にしましたよね。

上田主事 よろしいですか。申請当初から作物をサカキで申請されていましたが、営農状況が伸び悩んでおり単収8割を超えるまではということですのでずっと1年更新で許可が出ていました。

今年の4月に営農型太陽光を専門とする会社を見つけられ、作物変更でキクラゲを栽培するという事で申請がありました。変更後の許可期間となりますと、もともと許可を出している期間の残存期間となりますので今回の作物変更後の許可期間は4月から12月までとなっています。

濱田委員 今まで1年に1回確認をしてましたよね。ですので、今までのように毎年確認はしたほうがいいのではないですかね。

中田委員 この写真では、1棟分の様子しかわかりませんが全体的にこのように作付けされているのですか。

田中係長 太陽光下は全部キクラゲ栽培がしてあります。

補足で説明しますが、許可期間につきましては基本的には3年となっております。しかしながら、単収8割超えない場合や、営農に問題があったときは条件付きで1年とすることもできます。認定農業者や所有適格法人などは10年とすることもできます。

松本委員 今回は何も問題はないように思いますので、3年とすることがいいでしょうね。

上田主事 営農型太陽光は毎年2月に栽培実績報告書をだしていただいています。仮に許可期間が3年となった場合でも、営農状況というのは実績報告書で確認することができます。

濱田委員 私たちはまだキクラゲに変わってから一度も現地に行ったことがないので、時間があるときに全員で現地を見に行つて、きちんとされていれば次の許可から3年にしては。

伊藤委員 すいません。有田委員が現地行かれたのですよね。そのときはどのようになっていましたか。

有田推進委員 前にある写真のとおりです。普段は寒冷紗がかかっているので中の様子は見えません。

伊藤委員 キクラゲはなっているのですか。

有田推進委員 収穫は終わっていますので、なっていません。

永田議長 実績報告を出してもらえれば、状況はここで把握できますのでいいのではないのでしょうか。

田中係長 栽培実績については、毎年の報告義務がありますので3月の総会時に報告はできると思います。

宮本委員 すいません。単収の基準はあると思いますが、収益は関係してくるのでしょうか。

田中係長 収益に制限はありません。作物については8割が基準になりそこには知見を有する者の意見が必要となりますが、収益は特にありません。

永田議長 他に異議はありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第 47 号について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

永田議長 全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。つづきまして、議案第 48 号について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

永田議長 全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。つぎに、議案第 49 号、農地法第 4 条（一時転用）の規定による許可申請について上程します。事務局より説明願います。

田中係長 議案第 49 号、について説明します。4 ページをご覧ください。申請人の住所氏名、申請物件等は、お手元の資料にてご確認ください。

申請事由は営農型太陽光発電施設の許可更新です。本件は、平成 27 年 12 月に初回の許可が出され、10 年経過しております。

当申請地は、農業用ハウスの屋根部分に太陽光パネルを乗せ、下部の農地にレザーリーフファンという花束やフラワーアレンジメントなどに使用される、元来温暖な気候に植生するシダ科の植物を作付しています。

農作物の状況報告によれば、地域の平均的な単収は 10 a あたり通年で 2 万本となっています。営農型太陽光の場合、作物は地域の平均的な単収より 8 割以上の単収が目安とされております。

令和 7 年 2 月の栽培実績では、10 a 当たり約 20,600 本で、単収 8 割の要件を満たしております。

今年におきましては、単収 8 割の要件を満たす予定ですが、担当者が一時入院等により、営農管理がうまくいかず、夏場の遮光・水管理が不十分で、一部枯れが生じた、施設周辺の雑木等が伸び、施設の維持管理が不十分な状態でした。

申請者からは、暴風の風よけ及び遮光率向上が必要と回答をいただきましたが、管理不十分な状況でしたので、指導を行いました。

翌年度は、今回の反省を踏まえ、安定した栽培実績ができるよう、知見を有する者の助言・指導のもと、品質の向上にも取り組むほか、新規出荷先の開拓、取引量の拡大にも取り組むと計画されています。

農地区分については農振農用地、区域内農地ですが、営農型太陽光発電施設については一時転用が認められており許可は可能となります。

申請者は、今年の実績を踏まえ、1年間の許可期間を求めておられます。許可期間も含めご審議をよろしくお願ひします。以上で説明を終わります。

永田議長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、報告を本山委員よりお願ひします。

本山委員 　　12月3日午後2時50分より現地を確認いたしました。当該地は農用地区域内で〇〇地区の北西側に位置しています。

　　今期の出荷は申請人の報告によると単収8割の要件を満たしておりますが、担当者の入院により営農管理が不十分でした。立会時には今後の営農計画および維持管理について適切な対応をとるよう助言しました。また、事業計画を確認しましたところ問題はないようですので許可期間も含め審議方、お願ひいたします。

永田議長 　　ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

本山委員 　　よろしいですか、少し説明をします。

　　今写真に写っているものは、株自体も大きくて単収8割もギリギリ行ったのかなと思いましたが、だいたい4面あるうちの2面が日差しが強い関係で枯れてしまいました。それも、担当者が長期入院になられまして、水かけなどの管理ができていないことが原因です。単収はクリアするかもしれませんが、作付面積が減少してしまったので、私からも話して今年は1年更新にして来季からまた頑張って営農してもらおうことで本人には伝えてあります。

　　今話した内容も含め、ご判断をお願ひいたします。

永田議長 　　ありがとうございました。

　　今の説明も踏まえ、何か異議はありませんか。

(異議なし)

永田議長 　　異議もないようですので、議案第49号について採決します。許可することに賛成の方は挙手願ひします。

(全員挙手)

永田議長 　　全員賛成です。よって本案は原案の通り決定いたします。次に、議案第50号農用地利用集積等促進計画書(所有権移転)について上程します。事務局より説明願ひします。

田中係長 　　議案第50号についてご説明します。資料は、5ページをご覧ください。

今月の契約は2件で、公社からの売り渡しです。譲受人、譲渡人、所有権を移転する農用地、10aあたりの金額および対価などは資料をご確認ください。

以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが何かご意見ありませんか。

(意見なし)

永田議長 異議もないようですので議案第50号については、機構法第18条第11項の規定に基づき、熊本県農業公社へ計画策定の要請を行います。

次に議案第51号農用地利用集積等促進計画書(利用権設定)について上程します。事務局より説明願います。

福田職員 議案第51号についてご説明します。6ページをご覧ください。この案件は全部で4件ありまして、農業公社を通した農地バンクの案件です。貸人、借人、農地所在地については資料をご確認ください。以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第51号については機構法第18条第11項の規定に基づき熊本県農業公社へ計画作成の要請を行います。

以上で本日の議案審議は終了です。

委員の皆さまから質問等はありませんか。

(質問なし)

永田議長 それでは、その他連絡事項について事務局より説明をお願いします。

河野局長補佐 井副副会長 —<連絡事項について説明>—

それでは、閉会を行います。

以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもちまして総会を閉会します。

(午後14時10分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)